

令和4年度から国民健康保険税が変わります

間保険年金課国民健康保険担当(☎594-5541)

賦課方式と税率が変わります

平成30年度から国民健康保険の財政主体が市から県に変わり、市では、毎年県が算出する国民健康保険事業 費納付金を県に支払っています。

しかしながら、現在の保険税率のままでは納付金を支払う財源に不足が生じる見込みです。この不足分に充て るため、令和4年度から保険税率などを改定します。

区分		令和4年度	令和3年度	比較
	所得割	7.3%	7.5%	-0.2%
	資産割	廃止	15.0%	-15.0%
医療分	均等割	29,900円	11,500円	+18,400 円
	平等割	廃止	5,000円	-5,000 円
	限度額	63 万円	63 万円	±0万円
	所得割	2.9%	3.1%	-0.2%
支援分	均等割	10,200円	6,200円	+4,000 円
	限度額	19 万円	19 万円	±0円
△=推△	所得割	2.2%	1.9%	+0.3%
介護分	均等割	14,700 円	12,700 円	+2,000円
(40 歳以上 65 歳未満)	限度額	17 万円	17 万円	±0円



子育て世代の経済的負担軽減の観点から、令和4年度より未就学児(6歳 に到達する日以後最初の3月31日以前である被保険者)の均等割を5割減 額します。また、低所得者世帯に対する保険税の軽減措置が適用になってい る世帯については、軽減後の均等割からさらに5割減額します。

0主な変更点は?

- ●医療分の賦課方式のうち、 資産割と平等割を廃止
- ●各税率の見直し 県が設定している市町村標準保険 税率を参考に設定。

Qなぜ財源が足りないの?

- ●一人あたりの医療費が上昇 →給付額の増加
- ●被保険者の数が減少 →税収が減少

ポイント!

財政調整基金1億2.700万円を活用。 県が示す市町村標準保険税率よりも

用語解説

所得割 世帯に属する被保険者 の所得に応じて決定

資産割 世帯に属する被保険者 が北本市に支払う固定 資産税に応じて決定

均等割 世帯に属する被保険者数 (子ども含む) に応じて 決定

平等割 1世帯を単位として一律

保険税の軽減措置

均等割と平等割には、世帯主と世帯 に属する被保険者の所得に応じて7 割・5割・2割の軽減措置があります。





ケース (1) 1人世帯 (所得 100 万超 200 万円以下)



年齢:45歳

年収 290 万円 (給与) → 所得 195 万円

固定資産税(8万円) ▼ を支払っている場合

	节和4年 层 代 領	(呼平及比)
医療分	140,800 円	(-1,700 円)
支援分	54,200 円	(+900円)
介護分	48,100 円	(+6,600 円)
合計	243,100 円	(+5,800 円)

固定資産税の課税がない場合

	令和4年度税額(昨年度比)		
医療分	140,800 円	(+10,300 円)	
支援分	54,200 円	(+900 円)	
介護分	48,100円	(+6,600 円)	
合計	243,100円	(+17,800 円)	

新型コロナウイルス関連情報

12~17歳の人も追加(3回目)接種の対象になりました

北本市コロナワクチンコールセンター(☎0120-152-187)

追加(3回目)接種の対象年齢が18歳以上から12歳以上へ引き下げられました。 12~17歳の人も、2回目の接種から6か月が経過すると、追加接種を受けることができます。

	変更前(~ 3月 24日)	変更後(3月 25 日~)
対象年齢	18 歳以上	<u>12 歳以上</u>
2回目からの接種間隔	6か月	6か月
ワクチンの種類	ファイザー社・モデルナ社	ファイザー社・モデルナ社 ※ 12 ~ 17 歳はファイザー社のみ

< 12~17歳の人の接種券>

- ●令和3年11月までに2回目の接種が完了した人の接種券は、4月11日に発送しました。
- ●令和3年12月以降に2回目の接種が完了した人の接種券は、2回目の接種日から約5か月後に 順次送付します。市ホームページに発送スケジュールを掲載していますのでご確認ください。

<予約方法や接種場所等詳細>

市ホームページまたは接種券に同封している折込チラシをご確認ください。

引越しをする(した)人はご注意ください

●北本市へ転入する(した)人:**2回接種後**に北本市へ転入した人は、追加接種券の発行申請が必要です。 健康づくり課新型コロナウイルスワクチン接種担当へお問い合わせく

ださい。

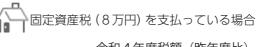
●北本市から転出する人:転出先市町村で接種券の発行申請が必要な場合があります。手続きなど詳細 は転出先市町村へお問い合わせください。

ケース② 2人世帯(所得100万円以下 均等割5割軽減世帯)





夫:年収200万円 (年金) __ 所得90万円 妻:年収 80万円(年金)



令和 4 年度祝額	(昨年度比)
64,200 円	(+3,000円)
23,800 円	(+3,100 円)
0円	(±0円)
88,000 円	(+6,100 円)
44,000円	(+3,050 円)
	23,800 円 0 円 88,000 円

固定資産税の課税がない場合

今和4年度殺貊(昨年度比)

	1714年 中皮机缺(叶牛皮丸)		
医療分	64,200 円	(+15,000円)	
支援分	23,800 円	(+3,100 円)	
介護分	0円	(±0円)	
合計	88,000円	(+18,100 円)	
一人当たり 合計	44,000 円	(+9,050円)	

時日時 期期間 場場所 内内容 対対象 定定員 費費用 持持ち物 講講師 申申込み 他その他 EEメール IPホームページ 間問合せ